

「ボイラーの遠隔監視室における監視制御についての基準」 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 構造等</p> <p>(1) ボイラー ア～テ (略)</p> <p><u>ト バイオマスボイラーにあつては、遠隔監視室において、燃焼状態を監視することができる機能を有する伝達装置を設けること。</u></p> <p>(2) 燃焼安全装置 ア・イ (略)</p> <p>ウ バーナへの点火失敗、ボイラー圧力の異常上昇、ボイラー水位の異常低下、断火、操作用動力源の消失等によって、ボイラーの運転に異常が発生した場合に、直ちにバーナ及びパイロットバーナの<u>安全遮断弁を閉止させる等のインターロックを設けること。</u></p> <p>エ 燃焼安全装置の安全遮断弁を閉止させる等のインターロックのリセットは、ボイラー設置場所で手動により行う場合に限り行うことができること。</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>ク 必要ある場合は、通風機の異常停止、通風圧力の異常低下、煙道ダンパの異常閉そく、燃料圧力の異常上昇、燃料圧力の異常低下等によって、ボイラーの運転に異常が発生した場合に、直ちにバーナ及びパイロットバーナの<u>安全遮断弁を閉止させる等のインターロックを設けること。</u></p> <p><u>ケ バイオマスボイラーには、逆火を防止することができる装置を設けること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 遠隔監視室 ア～タ (略)</p> <p><u>チ バイオマスボイラーの遠隔監視室には、燃料の搬送が正常に行われていることを監視することができる機能を有する装置を設けるほか、燃焼状態を監視することができる機能を有する装置を設けること。</u></p> <p>ツ (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 構造等</p> <p>(1) ボイラー ア～テ (略) (新設)</p> <p>(2) 燃焼安全装置 ア・イ (略)</p> <p>ウ バーナへの点火失敗、ボイラー圧力の異常上昇、ボイラー水位の異常低下、断火、操作用動力源の消失等によって、ボイラーの運転に異常が発生した場合に、直ちにバーナ及びパイロットバーナの<u>安全しゃ断弁を閉止させるインターロックを設けること。</u></p> <p>エ 燃焼安全装置の安全遮断弁を閉止させるインターロックのリセットは、ボイラー設置場所で手動により行う場合に限り行うことができること。</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>ク 必要ある場合は、通風機の異常停止、通風圧力の異常低下、煙道ダンパの異常閉そく、燃料圧力の異常上昇、燃料圧力の異常低下等によって、ボイラーの運転に異常が発生した場合に、直ちにバーナ及びパイロットバーナの安全遮断弁を閉止させるインターロックを設けること。 (新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 遠隔監視室 ア～タ (略) (新設)</p> <p>チ (略)</p>
<p>3 取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 点検 ア～ウ (略)</p> <p>エ 次に掲げる装置は、その機能が確実であ</p>	<p>3 取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 点検 ア～ウ (略)</p> <p>エ 次に掲げる装置は、その機能が確実であ</p>

<p>るかどうかを、原則として1週間に1回以上点検すること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) 逆火防止機能</u></p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p><u>(エ) 低水位遮断装置</u></p> <p><u>(オ) 燃焼監視装置 (火炎検出装置を含む。)</u></p> <p><u>(カ) ~ (コ) (略)</u></p>	<p>るかどうかを、原則として1週間に1回以上点検すること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p><u>(ウ) 低水位しゃ断装置</u></p> <p><u>(エ) 火炎検出装置</u></p> <p><u>(オ) ~ (ケ) (略)</u></p>
--	---

「ボイラーの監視装置による監視についての基準」新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 総則</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 適用</p> <p>ア この基準は、監視装置による監視が行われるボイラーであって、ガスだき及び油だきのもの<u>並びにバイオマスボイラー</u>（以下「ボイラー」という。）について適用する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 構造等</p> <p>(1) ボイラー</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク ボイラーの設置場所において炉内の火炎の有無を監視することのできるのぞき窓を設けるほか、火炎検出器2個以上からなる火炎監視装置を設けること。この場合において、そのうちの1個は、<u>燃焼安全装置の火炎検出装置とすることができること。ただし、バイオマスボイラーにあつては、のぞき窓のみ設置すれば足りる。</u></p> <p>ケ (略)</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p><u>(キ)燃料供給装置の故障</u></p> <p>(ク) (略)</p> <p>コ <u>ボイラー（バイオマスボイラーを除く。以下このコにおいて同じ。）には、</u>運転状態に異常が発生し、当該異常がボイラーを直ちに停止する必要がある故障のうち次に掲げるもの（以下「重故障」という。）が発生したときに、バーナ及びパイロットバーナへの燃料の供給を確実に、かつ、自動的に阻止することのできる機能を有する<u>安全遮断弁</u>を燃料供給管路に直列に2個以上設けること。この場合、軽質油を使用するボイラーで、燃料ポンプを使用するものについては、できる限り燃料ポンプを自動的に停止させる構造のものとする。</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>サ <u>バイオマスボイラーには、重故障が発生したときに、燃焼室への燃料及び補助燃料の供給を確実に、かつ、自動的に阻止することのできる装置を設けること。</u></p> <p>シ～セ (略)</p> <p>ソ <u>バイオマスボイラーには、燃焼状態を監視することができる機能を有する装置を設</u></p>	<p>1 総則</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 適用</p> <p>ア この基準は、監視装置による監視が行われるボイラーであって、ガスだき及び油だきのもの（以下「ボイラー」という。）について適用する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 構造等</p> <p>(1) ボイラー</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク ボイラーの設置場所において炉内の火炎の有無を監視することのできるのぞき窓を設けるほか、火炎検出器2個以上からなる火炎監視装置を設けること。この場合において、そのうちの1個は、燃焼安全装置の火炎検出装置とすることができること。</p> <p>ケ (略)</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(キ) (略)</u></p> <p>コ 運転状態に異常が発生し、当該異常がボイラーを直ちに停止する必要がある故障のうち次に掲げるもの（以下「重故障」という。）が発生したときに、バーナ及びパイロットバーナへの燃料の供給を確実に、かつ、自動的に阻止することのできる機能を有する<u>安全しゃ断弁</u>を燃料供給管路に直列に2個以上設けること。この場合、軽質油を使用するボイラーで、燃料ポンプを使用するものについては、できる限り燃料ポンプを自動的に停止させる構造のものとする。</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>サ～ス (略)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>けること。</u></p> <p>タ・チ (略)</p> <p>(2) 燃焼安全装置</p> <p>ボイラーにはあらかじめ定められた順序によって起動し、その後正常な運転ができるよう、次に掲げる機能を有する燃焼安全装置を設けること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 重故障又はガス漏れが発生したときに直ちにバーナ及びパイロットバーナの安全遮断弁を閉止させる<u>等のインターロック</u>を設けること。</p> <p>オ 燃焼安全装置の安全遮断弁を閉止させる<u>等のインターロック</u>のリセットは、ボイラー設置場所で手動により行う場合に限り行うことができること。</p> <p>カ・キ (略)</p> <p>ク <u>バイオマスボイラーには、逆火を防止することができる装置を設けること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 監視装置</p> <p>ア 監視装置は、有線、<u>情報端末等</u>を用いた即時情報伝達が可能なものであること。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>セ・ソ (略)</p> <p>(2) 燃焼安全装置</p> <p>ボイラーにはあらかじめ定められた順序によって起動し、その後正常な運転ができるよう、次に掲げる機能を有する燃焼安全装置を設けること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 重故障又はガス漏れが発生したときに直ちにバーナ及びパイロットバーナの安全遮断弁を閉止させるインターロックを設けること。</p> <p>オ 燃焼安全装置の安全遮断弁を閉止させるインターロックのリセットは、ボイラー設置場所で手動により行う場合に限り行うことができること。</p> <p>カ・キ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 監視装置</p> <p>ア 監視装置は、有線、<u>構内 PHS (Personal Handy phone System)</u> 等を用いた即時情報伝達が可能なものであること。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	---